

豚アクチノバシラス・ブルコニューモニエ（１・２・５型） 感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成16年4月23日（告示978） 一部改正

動生剤基準の豚アクチノバシラス・ブルコニューモニエ（１・２・５型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3、3.4.7及び3.4.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。